

**令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案
業務委託企画提案審査会設置要綱**

(設置)

第1条 公益社団法人静岡県観光協会が「令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務」を委託するあたり、企画提案方式により最も適したものを選定するために、令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務委託審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 契約候補者の選定に関する事項
- (2) 提案書の採用に関する事項
- (3) その他審査会が必要と認める事項

(構成)

第3条 審査会は、委員長と審査員で組織し、別表のとおり構成する。

2 委員長は会務を掌握する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する審査員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議に付する事案について緊急を要する場合は、委員長が個別に審査員から同意を得ることで、会議に代えることができる。

(議事の取扱い)

第5条 議事については、非公開とする。

(利益相反)

第6条 委員長及び審査員が参加事業者または契約候補者と深い関係がある団体に属する場合は、選考には一切関わらないこととする。これによって減数した審査員の補充は行わない。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、この会議について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、公益社団法人静岡県観光協会において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月15日から施行し、審査会終了後、失効する。

別表

委員長	公益社団法人静岡県観光協会事業統括ディレクター	埜村 昇
審査員	静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課長 静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課企画班長 公益社団法人静岡県観光協会商品企画課長 公益社団法人静岡県観光協会国内マーケティング課長	花田 淳 梅澤 雄司 高木 俊史 小澤 誠